

苫小牧市保育業務支援システム導入及び運用保守業務 評価基準

1 趣旨

この基準は苫小牧市保育業務支援システム導入及び運用保守業務委託に係る参加業者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

一次評価及び二次評価を実施する。

なお、提案者が3者以下の場合は二次評価のみ実施する。

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。一次評価（書類審査）は、本書「3 評価基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。

なお、提案者が4者以上あった場合には、一次評価の結果に基づき、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する3者を選定することができるものとする。この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかに全ての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

(ア) 審査

プレゼンテーション及びヒアリング等による審査

(イ) 契約候補者の選定方式

公募型プロポーザル方式

(ウ) 順位の決定方法（合計点数が同点となった場合の取扱い）

最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、企画提案の個別機能の評価が一番高い者を契約候補として選定する。

(エ) 参加事業者が1者の場合の取扱い

企画提案書及びプレゼンテーションでの提案により選定する。

3 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(ア) 評価項目・配点等

NO.	評価項目	着目点	配点
総論	① 導入実績	・提案システムに地方自治体における十分な実績を有しているか。	5
	② 情報セキュリティ等	・情報セキュリティ対策は十分か。 ・情報を漏洩しないための技術的な措置は十分か。	10
	③ プレゼンテーション	・仕様書を理解した有益な提案であるか。 ・わかりやすく説得力があるか。 ・質疑応答は適切に対応されているか。	5
個別機能	④ システム共通	・利用者が使いやすいシステムとなっているか。 ・利用者がわかりやすい画面表示となっているか。	10
	⑤ 園児情報管理・職員情報管理	・園児情報は、情報の取込・検索・閲覧が容易であるか。 ・重要な情報は見やすく、わかりやすいか。	5
	⑥ 登降園管理	・保護者にとって使いやすくできているか。 ・登降園の際にスムーズに打刻ができるか。 ・入力漏れや修正等による変更入力は容易にできるか。 ・従来の登降園時と比較して、時間の軽減等効率化できているようにしているか。	10
	⑦ 保護者連絡	・保護者・保育士双方にとって使いやすくできているか。 ・保護者からの出欠席・遅刻等の連絡が容易にできるか。 ・保護者機能より、申請した情報の申請状況（確認中・確認済等）がわかるようになっているか。	10
		・園側からの情報配信が容易であり、保護者が配信内容を見やすく工夫されているか。 ・情報配信は個別、集団と使い分けが容易にできるか。	10
	⑧ 帳票管理	・各計画が連動して、同内容を複数の箇所に記入しなくても済むような工夫がされているか。 ・定型文や複写等、入力が容易になる工夫がされているか。 ・どの職員でも帳票入力が容易であり、利用者の負担軽減に配慮しているか。	10
⑨ 写真販売	保護者から直接園への支払いがなく、職員の業務負担の軽減となっているか。	10	

サ ポ ー ト 等	⑩	サポート体制（ヘルプデスク・研修）	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプデスク等のサポート体制は、有用な提案が具体的に示されているか。 職員に対する研修は、十分に考えられているか。 保護者に対し、導入に向けたマニュアルや通知文等の作成も対応できるものになっているか。 	10
	⑪	運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> システムの運用・保守に必要な体制や内容について、有用な提案が具体的に示されているか。保守の範囲や不具合が発生した際の対応について、有用な提案が具体的に示されているか。 	10
	⑫	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月1日に使用開始することを踏まえ、テスト稼働も考えた日程管理ができていないか。 	5
費 用	⑬	見積価格（導入費）	配点×（全提案者の平均価格÷提案者の価格）※評価点は配点を上限とする。	5
	⑭	見積価格（利用料保守込2園合計の令和6年4月1日～令和11年3月31日の額）	導入後、数年間は使用することを踏まえ、妥当な利用料となっているか。配点×（全提案者の平均価格÷提案者の価格）※評価点は配点を上限とする。	20

（イ） 配点

基準評価点における各項目の配点は1点から5点までの5段階とし、それぞれの項目に設定された係数を配点に乗じた点数を評価点とする。なお評価に対する配点は次のとおり設置する。

提案の評価	配点
大変評価できる	5点
評価できる	4点
普通	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

4 最低基準点の設定

候補者選定における評価の最低基準点は、全体の810点満点中、486点（6割）とする。

5 優先交渉権者の選定

各評価項目の合計点数の最高得点者を優先交渉権者とする。

なお、選定委員会で選定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。